

保育料基準額表

階層区分	階層区分の定義 (住民税等の状況)	標準時間保育料(月額)		短時間保育料(月額)		3~5歳クラス
		0~2歳クラス		0~2歳クラス		
		第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯	0	第2子以降保育料0円	0	第2子以降保育料0円	幼児教育・保育の無償化により0円
B	区民税非課税世帯	0		0		
C	区民税均等割のみ世帯	1,900		1,900		
D1	44,600円未満	2,400		2,400		
D2	44,600円~45,600円未満	3,100		3,000		
D3	45,600円~47,400円未満	6,700		6,600		
D4	47,400円~55,800円未満	8,300		8,200		
D5	55,800円~63,600円未満	9,400		9,200		
D6	63,600円~81,600円未満	15,400		15,100		
D7	81,600円~99,600円未満	19,100		18,800		
D8	99,600円~117,600円未満	21,500		21,100		
D9	117,600円~135,600円未満	23,600		23,200		
D10	135,600円~153,600円未満	25,500		25,100		
D11	153,600円~180,600円未満	27,500		27,000		
D12	180,600円~206,700円未満	29,200		28,700		
D13	206,700円~228,300円未満	31,000		30,500		
D14	228,300円~249,900円未満	32,500		31,900		
D15	249,900円~271,500円未満	34,200		33,600		
D16	271,500円~293,100円未満	35,700		35,100		
D17	293,100円~314,200円未満	37,200		36,600		
D18	314,200円~328,600円未満	38,500		37,800		
D19	328,600円~343,000円未満	40,000		39,300		
D20	343,000円~413,200円未満	43,400		42,700		
D21	413,200円~467,200円未満	48,900		48,100		
D22	467,200円~521,200円未満	53,700		52,800		
D23	521,200円~689,600円未満	57,500		56,500		
D24	689,600円~889,600円未満	62,000	60,900			
D25	889,600円~1,289,600円未満	62,500	61,400			
D26	1,289,600円以上	63,000	61,900			

第2子以降保育料無償化

令和5年10月から年齢にかかわらず第2子以降のお子さんの保育料が無償になりました。

対象

- 生計を一にする子どもの年齢に関わらず、第2子以降のお子さん
(従来無償化の対象となっている3~5歳クラスのお子さん、0~2歳クラスの住民税非課税世帯のおさんは引き続き無償化対象です)

無償化の範囲

保育必要量の認定により決定した時間内の月額保育料が全額無償となります。

時間内スポット保育料、時間外スポット保育料、月ぎめ延長保育料は無償化の範囲外となりますので、利用実績に応じた保育料のお支払いが必要です。

必要な手続き

無償化となるための手続きは不要です。

延長保育料基準額表

階層 区分	階層区分の定義 (住民税等の状況)	区立保育園の月ごめ延長保育料									
		1時間以内			1時間を超え2時間以内			2時間を超え3時間以内			
		4~5歳 クラス	3歳 クラス	0~2歳 クラス	4~5歳 クラス	3歳 クラス	0~2歳 クラス	4~5歳 クラス	3歳 クラス	0~2歳 クラス	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	区民税均等割のみ世帯	600	600	600	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	1,800	
D1	区市町村 民 税 所 得 割 額	44,600円未満	600	600	600	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	1,800
D2		44,600円~45,600円未満	600	600	600	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	1,800
D3		45,600円~47,400円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700
D4		47,400円~55,800円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700
D5		55,800円~63,600円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700
D6		63,600円~81,600円未満	1,300	1,300	1,500	2,600	2,600	3,000	3,900	3,900	4,500
D7		81,600円~99,600円未満	1,300	1,300	1,900	2,600	2,600	3,800	3,900	3,900	5,700
D8		99,600円~117,600円未満	1,300	1,300	2,100	2,600	2,600	4,200	3,900	3,900	6,300
D9		117,600円~135,600円未満	1,500	1,500	2,300	3,000	3,000	4,600	4,500	4,500	6,900
D10		135,600円~153,600円未満	1,600	1,700	2,500	3,200	3,400	5,000	4,800	5,100	7,500
D11		153,600円~180,600円未満	1,800	1,800	2,700	3,600	3,600	5,400	5,400	5,400	8,100
D12		180,600円~206,700円未満	1,800	1,900	2,900	3,600	3,800	5,800	5,400	5,700	8,700
D13		206,700円~228,300円未満	1,800	2,000	3,100	3,600	4,000	6,200	5,400	6,000	9,300
D14		228,300円~249,900円未満	1,800	2,100	3,200	3,600	4,200	6,400	5,400	6,300	9,600
D15		249,900円~271,500円未満	1,800	2,200	3,400	3,600	4,400	6,800	5,400	6,600	10,200
D16		271,500円~293,100円未満	1,900	2,200	3,500	3,800	4,400	7,000	5,700	6,600	10,500
D17		293,100円~314,200円未満	1,900	2,300	3,700	3,800	4,600	7,400	5,700	6,900	11,100
D18		314,200円~328,600円未満	1,900	2,300	3,800	3,800	4,600	7,600	5,700	6,900	11,400
D19		328,600円~343,000円未満	1,900	2,400	4,000	3,800	4,800	8,000	5,700	7,200	12,000
D20		343,000円~413,200円未満	2,000	2,400	4,300	4,000	4,800	8,600	6,000	7,200	12,900
D21		413,200円~467,200円未満	2,000	2,500	4,800	4,000	5,000	9,600	6,000	7,500	14,400
D22		467,200円~521,200円未満	2,000	2,500	5,300	4,000	5,000	10,600	6,000	7,500	15,900
D23		521,200円~689,600円未満	2,100	2,600	5,700	4,200	5,200	11,400	6,300	7,800	17,100
D24		689,600円~889,600円未満	2,100	2,600	6,200	4,200	5,200	12,400	6,300	7,800	18,600
D25		889,600円~1,289,600円未満	2,200	2,700	6,200	4,400	5,400	12,400	6,600	8,100	18,600
D26		1,289,600円以上	2,200	2,700	6,300	4,400	5,400	12,600	6,600	8,100	18,900

(参考) 課税証明書以外での特別区民税・都民税(住民税)の所得割の確認方法

保育料は保護者(父母)の「区(市町村)民税」の「所得割額」の合算額で算定します。算定に用いる「区(市町村)民税」の「所得割額」は「税額控除前の所得割額」から調整控除額のみを差し引いたものとなります。

特別区民税・都民税の明細は、以下のとおり確認することができます。

会社員(給与所得者)の方

特別区民税・都民税が特別徴収(毎月の給与から直接、天引きされる徴収方法)されている方は、会社から配付される「給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書」で確認することができます。

自営業等の方

特別区民税・都民税が普通徴収(区役所へ直接納付する徴収方法)である方は、区役所から送付される「特別区民税・都民税 納税通知書」で確認することができます。

なお、東京都特別区外にお住まいの方は徴収方法に応じて、住民税の特別徴収税額の通知書または納税通知書の「市町村民税」の「所得割額」でご確認いただけます。ただし、保育料の決定については、「市町村民税」の税率が「区民税」の税率と異なる場合、課税標準額から「区民税」の税率6%を乗じた金額で再計算し算定します。